

地 域 医 療 支 援 病 院 に つ い て

地域医療支援病院の在り方について

◎ 医療提供体制に関する意見中間まとめ(平成17年8月1日社会保障審議会医療部会)(抜粋)

Ⅱ 3. (3)地域医療支援病院、特定機能病院制度のあり方

- 地域医療支援病院については、すべての二次医療圏において地域の実情等を考慮しながら普及を図るとしていることを踏まえ、へき地医療拠点病院など周辺に紹介・逆紹介先がないような病院であっても、その地域の実情に応じた地域医療の支援を担い地域連携を実施している医療機関が承認を得られるよう、紹介・逆紹介率に係る要件を含め、そのあり方について、引き続き検討が必要である。
- その際、「地域における医療の確保のために必要な支援」を行う医療機関という位置付けにふさわしい機能を現に発揮しているかという観点も持ちつつ、医療計画制度の見直しにおける医療連携体制の構築との関係を踏まえた検討も必要と考えられる。

I. 地域医療支援病院制度の趣旨

- 地域医療支援病院は、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関として、第3次医療法改正において創設されたもの。
- 医療審議会の答申(平成8年4月25日)によれば、地域医療支援病院が果たすべき機能としては、以下のものが想定されていたところ。(☆:現在の地域医療支援病院の承認要件となっているもの ★:現在の地域医療支援病院の承認要件とされていないもの)

☆ 紹介患者の積極的な受入れ
☆ 救急医療の実施
★ 在宅医療の支援

☆ 施設・設備の開放等
☆ 地域の医療関係者に対する研修
★ 医療機関に対する情報提供 等

＜参考＞「今後の医療体制の在り方について(意見具申)」(平成8年4月25日 医療審議会)(関係部分抜粋)

Ⅱ 医療施設機能の体系化

1. 患者のニーズに応じた医療機関の在り方

(6) 地域医療の充実・支援を行う医療機関の在り方

○地域の診療所や中小病院は、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリケアを担っているところであるが、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関の位置付けを検討することが必要である。このような医療機関としては、一定規模の病床を有し、救急医療の実施や在宅医療の支援、施設・設備の開放等を行うとともに、地域の医師等医療関係者に対する研修、医療機関に対する情報提供等の機能を持つことが適当である。また、がん等の単一の機能を有する病院であっても、地域の医療機関と連携して、必要な医療の確保に寄与する場合には、地域の医療を支援する医療機関として位置付けていくことが適当であろう。なお、これらの医療機関は紹介患者を積極的に受け入れていくことが期待される。

Ⅱ. 地域医療支援病院の見直しに関する諸論点

1. 「医療提供体制に関する意見中間まとめ」を踏まえ、特定の診療科等について、周辺に紹介先、逆紹介先の医療機関がないような地域の中核病院等について、地域医療支援病院として承認されうるようにすることについて、どのように考えるか。
2. へき地医療拠点病院等が行う「へき地医療の支援」について、地域医療支援病院制度の承認要件として評価を行うことについてどのように考えるか。
3. 制度創設時に地域医療支援病院の機能の1つとして想定していた「在宅医療の支援」という機能を具体化していくことが必

要ではないか。

4. 「地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関」として承認を受け、入院診療加算等の診療報酬上の評価を受けていることに見合うよう、地域医療支援病院が本来果たすべき機能を十分に発揮していくことが重要である。そのためには、承認後においても、地域においてその機能が十分に果たされているか、厳格にチェックしていけるよう、以下のような仕組みを講ずることが適当と考えるがどうか。
 - 地域住民は、地域医療支援病院を利用した場合に、入院基本料等について、一般の病院よりも高い窓口負担を負っていることから、紹介率の実績等の情報の開示や公表等を通じて、地域住民に対し、その業務の実施状況を明らかとするような仕組みを設ける。
 - 上記に加え、地域医療支援病院の承認後に承認要件を満たさなくなった場合等において、承認の取り消しを行う等、各都道府県において制度の趣旨に沿った厳格な運用が行われるよう促す。